

## センター緊急事態宣言解除と今後の対処方針について 〈新型コロナウイルス対応〉

政府は5月 25 日、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言を全面解除しました。解除後の次なるステージで目指すべきは、新たな日常を創り上げることです。

センターは、「センター緊急事態宣言Ⅰ・Ⅱ」に係る会員の皆様のご協力にあらためて感謝を申し上げ、本宣言を解除します。今後は、感染防止とセンター活動回復の両立を図るべく、以下の対処方針を基に全力を挙げて経営に取り組みます。

### 1 対処方針

新たな日常（仕事）を確立するため、国・東京都が推奨する「少しずつ段階的に社会経済活動を取り戻す」「前向きな変化の継続」「ウイルスへの警戒を怠らない」を今後の対処方針とします。

### 2 具体的な取り組み

- (1) 宣言Ⅱで掲げた会員の経済的負担を軽減するため、令和 2 年度の会費及び保険料を免除します。また、お客様の都合で毎月就業ゼロの会員を対象に就業期間の補填を行います。
  - (2) 会員及び事務局職員は、本人及び大切な方々の健康管理に配慮し、手洗い、マスク着用、検温、3 密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、ソーシャルディスタンスの確保、面談等の事前連絡などにより、感染する又は感染させることがないよう最大限に努めるものとします。
  - (3) 就業においては会員の意思を尊重する一方、センターはお客様と協議して就業環境の安全・安心の確保に極力努め、必要に応じて就業の時短、一部休止等の契約内容の変更、辞退等を行います。また、新規契約で感染リスクが懸念される業務は避けることとします。
  - (4) 事務局は、感染防止とセンター活動回復の両立を図るため、基本的に全職員出勤体制とします。但し、昼休み時間の窓口・電話受付の休止、時差出勤やテレワーク等を継続実施し、健康・安全を守りつつセンター運営を支える業務に邁進します。
- 令和 2 年 6 月 3 日



多摩市シルバー人材センター  
理事長 熊谷 義一